

生物多様性条約 COP10 の結果概要

Keiichi Nakazawa

環境省自然環境局生物多様性地球戦略企画室

中澤 圭一

平成 22 年 10 月 18 日（月）から 29 日（金）まで愛知県名古屋市の名古屋国際会議場において、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催された。この会議には、180 の締約国と国際機関や NGO 等のオブザーバーも合わせ、およそ 1 万 3 千人が参加し、松本環境大臣が議長を務めている。この会議全体の結果概要を報告する。

【会議の成果概要】

会議の大きな成果として、生物多様性に関する新たな世界目標である所謂ポスト 2010 年目標（愛知目標）と、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分、所謂 ABS の「名古屋議定書」の合意があげられる。特に名古屋議定書に関しては、条約制定以来議論が続けられてきた条約の 3 番目の目的を達成するための法的拘束力のある国際的枠組みが採択されたものであり、生物多様性条約にとって新たな時代の幕開けとなったと言える。

また、これら以外にも、保護地域や持続可能な利用など、今後の地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進める上で重要な合計 47 の決定が採択された。

参考 2 COP10 決定の一覧

- ・ 山地の生物多様性
- ・ 技術移転及び協力
- ・ 成果指向型の最終目標、目標、（関連指標の検討）、及び、2010 年以降に向けた調整の検討
- ・ 科学上及び技術上の協力及びクリアリングハウスメカニズム（CHM）
- ・ 第 8 条 j 項と関連規定：条約の作業における原住民・地域社会の効果的な参加促進メカニズム
- ・ 第 8 条 j 項と関連規定：伝統的知識の保護のための制度の要素
- ・ COP の開催頻度を含む 2011-2020 年の多年度作業計画
- ・ 地球規模生物多様性概況第 3 版：2010 年目標に向けた進捗
- ・ 国別報告
- ・ 内陸水の生物多様性
- ・ 保護地域
- ・ 乾燥地・半湿潤地の生物多様性
- ・ 生物多様性の持続可能な利用
- ・ 貧困削減と開発への生物多様性の統合
- ・ ジェンダーの主流化
- ・ 民間参画（ビジネスと生物多様性）
- ・ 世界植物保全戦略
- ・ 国連生物多様性の 10 年
- ・ 森林の生物多様性
- ・ 奨励措置
- ・ 準国家、都市及びその他の地方自治体の行動計画
- ・ 条約及び戦略計画の実施
- ・ 生物多様性、生態系サービスと人類の福利に関する科学と政策のインターフェイス；政府間会合の結果の検討
- ・ 新規事項
- ・ SBSTTA の効率性を改善する方策
- ・ 他の条約及び国際機関やイニシアティブとの協力
- ・ 資金メカニズムへのガイダンスのレビュー
- ・ 資金メカニズム第 4 次有効性・ガイダンスレビュー-GEF 第 6 次増資期間における条約実施に必要な資金額のアクセスメント
- ・ 資金メカニズム
- ・ CEPA と国際生物多様性年
- ・ 農業の生物多様性
- ・ 世界分類学イニシアティブ
- ・ 侵略的外来種
- ・ 生物多様性と気候変動
- ・ 決定の廃止
- ・ 第 8 条 j 項と関連規定：原住民等の文化的的遺産を尊重するための倫理的行動規範の要素
- ・ 第 8 条 j 項と関連規定：多年度作業計画
- ・ 南南協力
- ・ バイオ燃料と生物多様性
- ・ 海洋と沿岸の生物多様性
- ・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分
- ・ 2010 年以降のための戦略計画の更新及び改定
- ・ 資金動員戦略 測定可能なターゲットと指標
- ・ 資金メカニズムへの追加的ガイダンス
- ・ 条約の運営及び 2011-2012 年 2 次作業計画のための予算
- ・ COP11 の開催日程及び開催地
- ・ （日本国政府及び日本国民への謝辞）

参考 1 生物多様性条約の概要

生物多様性条約	
■ 生物多様性条約 ■	
■ 経緯 1992・ 5 採択(リオ地球サミット) 1993・ 5 日本が条約を締結 1993・ 12 条約発効	■ 条約の目的 ①生物多様性の保全 ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用 ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分
■ 締約国数 192ヶ国及びEU[米は未締結]	
■ カルタヘナ議定書 ■	
■ 経緯 2000・ 1 議定書採択 2003・ 9 議定書発効 2003・ 11 日本が議定書を締結	■ 議定書の内容 条約に基づき、遺伝子組換え生物の国境を越える移動に焦点を当て、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、安全な移送、取扱い及び利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。
■ 締約国数 157ヶ国及びEU [LMO主要輸出国の米、アルゼンチン、加、豪等は未締結]	
※ LMO: Living Modified Organism、組換えDNA技術、科を越える細胞融合で得られた生物	

【ハイレベルセグメント(閣僚級会合)】

会議期間中の会議期間中の最後の3日間(27日(水)から29日(金))は、ハイレベルセグメント(閣僚級会合)として、各締約国からの閣僚級参加者がステートメントを述べ、我が国からは菅総理大臣、近藤環境副大臣、伴野外務副大臣がそれぞれ演説した。この会合において、菅総理大臣からは、生物多様性保全に関する途上国支援として「いのちの共生イニシアティブ(20億ドル)」を表明した。また、近藤環境副大臣からは、SATOYAMAイニシアティブ等の我が国がCOP10で提唱した施策の推進を呼びかけ、伴野外務副大臣からは、遺伝資源、森林保全に関する具体的な支援策を表明している。このハイレベルセグメントの結果は、松本議長による総括としてまとめられた。(参考3 議長総括)

【新・戦略計画(愛知目標)】

生物多様性条約には、平成16年のCOP6で採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とした2010年目標があった。しかし、平成22年5月に生物多様性条約事務局から公表されたGBO3(地球規模生物多様性概況調査第3版)によれば、この目標は達成されず、生物多様性の損失がこれまでにない速度で続いている危機的な状況下で、「ティッピングポイント」と呼ばれる生物多様性の状況が回復しない地点の近くに来ており、生物多様性のための積極的な取組を行わなければ次の10年間にこれを越えると指摘されていた。

COP10での議論では、これらの状況を踏まえて2020年までに生物多様性の損失を止めるとした野心的な目標を求めるEUと、実現可能性を重んじる途上国との間で議論が続いたが、最終的には非公式閣僚級会合での意見も踏まえて歩み寄りが図られ、中長期目標(「自然との共生」)については、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」となった。また、その下位に位置づけられる20の個別目標については、保護地域の目標として陸域17%、海域10%とするなどの目標が合意された。短期目標(2020年

目標)については、全体を「愛知目標」として採択された。

先進国と途上国の間で最後まで意見の相違はあったが、生物多様性の新たな世界目標となる新・戦略計画が、日本から提案した自然との共生という考え方を長期目標に反映させて採択できたことは、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進にとって大きな意味があると考えている。

(参考4 愛知目標の概要)

【ABS(名古屋議定書)】

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な利益配分は、生物多様性条約の3番目の目的である。これは、例えば途上国の土壌から採取した微生物を利用して先進国の企業が医薬品を開発し、ここから得られる利益を途上国の生物多様性保全のために配分するような仕組みであり、これまでも関係者間での自主的な取組が進められてきた。しかし、利益配分を確実にするために法的拘束力がある議定書の採択を途上国が主張し、一方で、先進国は企業の競争力を損なう可能性があるとして消極的であったため、この取扱いは条約制定以来の懸案であった。このため、2006年にブラジルのクリチバで開催されたCOP8において、COP10までに国際的な枠組の検討を終了させるとの決定が採択されていた。

ABS議定書については、各国閣僚等から合意に向け強い期待が示される一方、議定書の適用時期や適用範囲、また、遵守のための規定などについて事務レベルの交渉が進展しなかったことから、閣僚級の協議を開催し、事務レベルでの議論に政治的ガイダンスを与えることとした。しかし、政治的ガイダンスが出されても事務レベルでは合意を見出すことができなかったため、COP10議長(松本環境大臣)から議定書の議長案を各地域代表の閣僚等に対して提示し、この議長案をもとに閣僚級の議論を重ねることでようやく合意に達し、全体会合での採択に至った。(参考5 名古屋議定書の概要)

名古屋議定書の採択は、今後の遺伝資源へのアクセスと利用の改善の基礎を作り、遺伝資源の利用から生じる利益を生物多様性の保全と人類の福利の向上という、遺伝資源の提供国と利用国の両者にメリットを与える制度になるものとして期待される。

【資金動員】

生物多様性分野にどれだけの資金を動員をするべきかを議論する「資金動員戦略」に関する議題は、新戦略計画や ABS とともに重要な議題であり、且つ途上国と先進国で意見が最終局面まで分かれたままであった。途上国側は、この議題の決定のもとで先進国からの資金確保を目指して具体的な金額目標（官民全てのかつ世界全体での資金フローについての目標）の明記を強く求めたが、先進国側は資金の必要性に関する合理性の観点から論陣を張り、しっかりとした指標なしに目標を設定する議論に応じられないとして交渉が難航した。最終的に、途上国側は具体的な目標の要求を取り下げ、指標についての議論に応じた上で、「しっかりとした指標ができるなどの条件で、COP11 の際に目標 (targets) を採択する」「条約の三目的達成へ貢献するため、2020 年までに途上国への毎年の国際的資金フローを増加させるという目標を進展させることを検討する。」旨の決定が採択された。

【COP10 を終えて】

10 月 29 日（金）の 15 時過ぎから開始された最終全体会合は、日付が変わった 30 日（土）の午前 3 時頃までかかって最終的に 47 の決定文書を採択して終えることができた。

最終局面においても、COP10 での最も重要課題である「新戦略計画」「ABS」「資金動員」について、途上国にとって最も関心のある「ABS」を合意した後、その他を合意しないような動きが一部の途上国から見られたため、この動きを阻止する EU との間で緊迫したやりとりが続いたが、議論の進め方ではなく内容を議論すべきとしたケニアや韓国からの意見の後押しもあり、最終的に合意に至った瞬間には会議場内の殆ど全ての参加者が立ち上がり拍手し、この合意を歓迎する感動的な場面となった。

議長国である日本に対しては、円滑で公平な議事運営、スタッフのホスピタリティが参加者から大変好評であり、こうしたことに加えて ABS 議定書に関する「議長提案」という会議をリードするポジティブな姿勢が会議を成功に導いたと考えられる。しかし、会議期間中だけでなく、夏頃から順次行っていた、中南米、EU、アジア、アフリカの各主要国との個別の意見調整や、9 月 22 日にニューヨークの国連本部で行われた生物多様性に関する国連総会での各国との意見交換会の開催等の地道な準備活動が実を結んだということも忘れてはならない。

今後は、COP10 での成果を生物多様性の保全と持続可能な利用の地球規模での実現に繋げていくことが重要であり、愛知目標に基づいて各国が国家戦略を作り具体的な施策を実施し、また、名古屋議定書についても各国が早期に批准し、議定書を発効させ、適切に運営していくことが求められる。

この愛知目標を国連全体システム全体として達成していくために、日本からは「国連生物多様性の 10 年」を提案している。

また、農地や里山などの人の活動によって形作られた二次的自然環境の生物多様性保全と持続可能な利用を進める SATOYAMA イニシアティブを我が国から呼びかけ、COP10 期間中の 10 月 19 日（火）にこのイニシアティブを推進する国際的なパートナーシップが世界各地から 51 の政府機関・大学・NGO 等の参加により開始された。このパートナーシップにより、SATOYAMA イニシアティブの考え方を着実に進めていくこととしている。

我が国は今後 2 年間議長国を務めることになる。今回決定された事項の円滑かつ着実な実施を図るため、会議の決定を踏まえて生物多様性国家戦略を見直し、生物多様性に関する施策を充実していく考えである。

参考 3 : ハイレベル・セグメント 議長総括 (2010 年 10 月 29 日)

2010 年 10 月 27 日より 2 日半にわたり行ってまいりましたハイレベル・セグメントでは、各国の首脳や閣僚、国際機関や NGO、ビジネス、先住民、女性等のステークホルダーの代表を集め、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進を希求しようとする熱意のこもった議論を行いました。論点は多岐にわたりましたが、今後の取組みを強化するための重要な課題についての認識を共有することができました。

生物多様性の保全と持続可能な利用にかかる施策について、貧困の削減、持続可能な開発の実現、グリーン経済の推進に関する政策と統合する重要性が繰り返し指摘されました。新戦略計画、特に、ポスト 2010 年目標については、意欲的かつ現実的で、さらには測定可能な具体的数値目標を含むものでなければならないという点が強調されました。

生物多様性と気候変動については、持続可能な森林および生態系の管理を通じ、生物多様性や炭素吸収源の保全を進めながら、先住民や地域社会の住民の生計改善を進めることの重要性が強調されました。

生物資源の持続可能な利用を通じて生計を改善することの重要性が指摘されました。優良事例に関する情報共有などの意義が強調されるとともに、「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」のような取組を国際的にイニシアティブとして進めていくことについて多くの代表から支持が表明されました。

条約の効果的な実施を進めるために、先住民、地域住民、地方自治体、ビジネス、国会議員など、多様な主体の積極的な参加が不可欠であることが強調されるとともに、情報発信、教育、啓発活動の重要性が指摘されました。2011年から2020年までを「国連生物多様性のための10年」とする我が国の提案について、多くの代表から支持が表明されました。

条約実施の体制について、科学と政策の連携を向上させることの重要性が強調され、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の設立作業を支援する発言がなされました。

資金動員については、数々の先進国や国際機関から、地球環境ファシリティー第5次増資、ODAの増額、生物多様性分野へのODA資金割合の引き上げ、ABS議定書の実施支援に向けた資金協力を行っていくとのコミットメントが表明され、各国から賛意が表明されました。

遺伝資源へのアクセスと利益配分を確保する重要性が強調されました。その重要性にかんがみ、多くの代表から、COP10でABS議定書が採択されるよう、合意に向け各国が協力するよう強い呼びかけがなされました。議定書が生物資源の盗用の規制や遵守確保の改善につながることへの期待が表明されました。

私たちは、子ども達から托されているこの地球を、生物多様性の恩恵を持続的に享受できる豊かな地球として、子ども達に引き継いでいかなければなりません。そのためには、このCOP10で、緊急かつ効果的な行動を起こすことに合意し、全ての関係者が具体的な行動をとることが必要です。

この重要な使命を全うすべく、各国代表団が最後の力をふりしぼっていただけるよう切にお願いし、私の総括としたいと思います。

参考4 条約新戦略計画（ポスト2010年目標該当箇所）環境省仮訳

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標17：2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

*なお、原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照のこと。

参考5 ABSに関する名古屋議定書（骨子）

第1条 目的

遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

第2条 用語

「遺伝資源の利用」とは、バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施を意味する。

第3条 範囲

この議定書は、生物多様性条約の範囲の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識並びにそれらの利用により生じる利益に適用する。

第4条 公正かつ衡平な利益配分

遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、相互合意条件に基づき公正かつ衡平に配分される。各締約国は、このために適切な場合には、立法上、行政上、政策上の措置を実施する。

第5条 アクセス

アクセスに係る事前同意を求める各締約国は、適切な場合には、ABSに係る要求の法的確実性、明確性、透明性の確保等のため、立法上、行政上、政策上必要な措置を実施する。

第6条 特別の考慮

(a) 非商業目的の研究に係るアクセスへの簡易な措置を含め、研究を振興し促進。

(b) 人、動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態に対して適切に配慮。遺伝資源への迅速なアクセス、利益配分の必要性を考慮。

第7条の2 利益配分のための地球多国間メカニズム

各締約国は、国境を跨ぐ遺伝資源の場合、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための地球多国間メカニズムの必要性和モダリティを検討する。

第12条 ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

各締約国は、自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制で求められるとおり、事前同意に従ってアクセスされ、相互合意条件が締結されていることを促進するために、適当で効果的で均衡のとれた措置を実施する。

第13条 遺伝資源の利用に係る監視

各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定する。チェックポイントでは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階での情報収集に関する機能を持つ。